

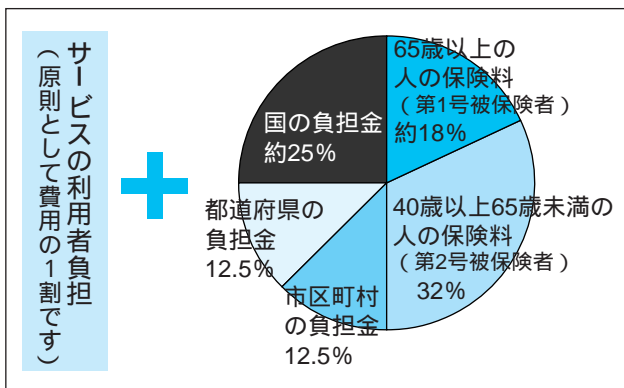
介護保険料について

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い、介護を必要とする人々を社会全体で支え合う大切な制度です。老後の安心のため、あなたの安心のために、保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険の財源は？

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めた保険料と、国・県・市町村の負担金等で運営されています。光市の介護サービスにかかる総額（利用者負担分を除く）の50%を公費で賄い、残りの50%を40歳以上の被保険者が負担します。（図）

図 介護保険の財源



保険料の納め方は？

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方は、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（納付書による窓口納付と口座振替）の2種類に分かれています。なお、低所得の人に過重な負担とならないよう、負担能力に応じて5段階の保険料に分かれています。（図）

＜特別徴収＞

老齢（退職）年金が年額18万円以上の人は、原則として特別徴収による納付となりますが、年額18万円未満の年金や、老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給からは天引きができませんので、普通徴収の対象者となります。なお、平成16年度中に65歳になったり、転入した人などは、今年9月まで普通徴収で納め、10月から特別徴収に変更となります。（図）また、すでに特別徴収で納めている

る人で、年度の前半（4・6・8月）の保険料が、後半（10・12・2月）に比べ高額となる見込みの人は、6・8月の特別徴収で金額の調整が行われます。6月下旬に送付される介護保険料決定通知書で確認してください。

＜普通徴収＞

年金が年額18万円未満の人や、年度当初（4月1日時点）で年金の支給決定がされていない人は、普通徴収の対象者です。6月中旬に納入通知書を送付しますので、各納付期限までに指定された納付場所まで納めてください。また、年金の差し止め（年金担保を含む）や、現況届の未提出などで年金の支給が停止した場合には、普通徴収に変更となります。

【納付場所】

- ・ 山口銀行 ・ 西京銀行
- ・ もみじ銀行 ・ 東山口信用金庫
- ・ 周南農業協同組合
- ・ 南すおつ農業協同組合
- ・ 中国労働金庫
- ・ 光漁業協同組合
- ・ 郵便局（郵便局は、口座振替のみ可能です。）
- ・ 市役所、支所および各出張所
- ・ あいばく光

図 平成17年度の介護保険料（年額）

所得段階区分	基準額		割増	
	本人が市民税非課税の人		本人が市民税を納めている人	
	所得の低い人	所得の高い人	本人が市民税非課税の人	本人が市民税を納めている人
保険料が軽減される人	基準額の人	本人が市民税非課税者	割増保険料となる人	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円未満
生活保護の受給者 ・ 老齢福祉年金受給者 で市民税非課税世帯	世帯全員が市民税非課税	本人が市民税非課税者	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上
第1段階 基準額×0.5	第2段階 基準額×0.75	第3段階 基準額	第4段階 基準額×1.25	第5段階 基準額×1.5
年額 21,540円	32,310円	43,080円	53,850円	64,620円
月額 1,795円	2,692円	3,590円	4,487円	5,385円

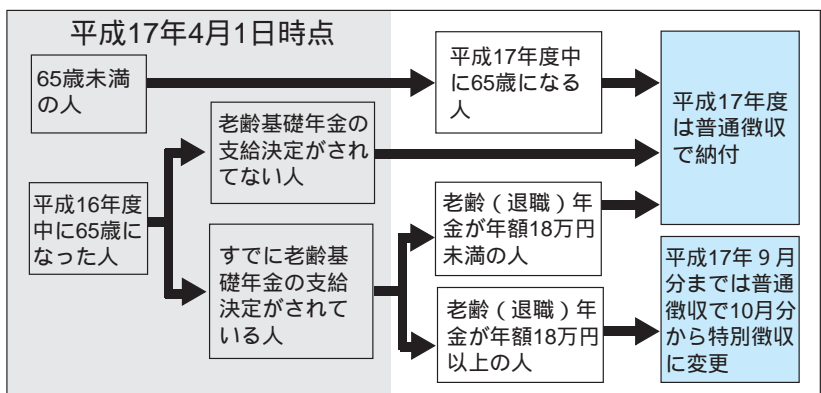
月額については、めやすです。

普通徴収の人は、口座振替をご利用ください

あなたの預貯金口座のある金融機関窓口で手続きをしてください。

手続きに必要なもの
預貯金口座振替依頼書（金融機関にあります。）

図 65歳以上になる人の保険料の納め方



減免制度

市では、所得段階区分が第2段階の人で、特に生計が困難な低所得の人について、第1段階の金額まで介護保険料を軽減します。

要件

- ・ 市民税非課税世帯であること。
- ・ 世帯の収入合計が1人世帯の場合で80万円以下であること。（2人以上の世帯の場合は、2人目から1人につき40万円を加算）
- ・ 市町村市民税課税者に実態として扶養されていないこと。
- ・ 市町村市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ・ 住民票が別世帯であっても、実態として同居していれば、同一世帯とみなします。

預貯金通帳、通帳使用の印鑑

資産を活用しても、なお生活に困る人。

- ・ 世帯全員の預貯金等（有価証券を含む）の合計が120万円以下であること。
- ・ 原則として、資産活用できる居住用以外の土地、家屋を所有していないこと。
- ・ 過去に介護保険料を滞納していないこと。

手続き

申請書及び関係書類（申告書、調査のための同意書、医療保険証の写し、年金振込（改定）通知書の写し等）を介護保険係の窓口へ提出してください。原則として、申請月から月割りでの減免となります。

社会福祉法人提供の介護サービス利用料の軽減

市内の介護サービスを提供する社会福祉法人の協力を得て、特に生計が困難な人が利用する介護サービス利用料の負担軽減を行なっています。

次の要件に該当する人は、利用料が2分の1程度軽減されますので、申請をしてください。

なお、現在減額認定を受けている人も5月末で有効期間が切れていまずので、申請が済んでいない人は、手続きをしてください。

【対象者】
・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年

金受給者

・ 市民税非課税世帯で、前年の収入が51万円以下の人

【対象サービス】
・ 特別養護老人ホームにおける施設サービス

- ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - ・ 通所介護（デイサービス）
 - ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 【対象社会福祉法人】
・ 光富士白苑 ・ 光寿苑 ・ やまと苑 ・ 和光苑 ・ 光市社会福祉協議会

介護保険施設入所（入院）中の食事に係る負担額の軽減

介護保険施設に入所（入院）中の食事に係る負担額は1日780円ですが、次の人は軽減されますので、申請をしてください。

なお、現在減額認定を受けている人も5月末で有効期間が切れていまずので、申請が済んでいない人は、手続きをしてください。

【対象者および負担額】
・ 世帯全員が市民税非課税の人 500円/日

・ 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人および生活保護の被保護者 300円/日

申請・問合せ
あいばく光 介護保険課介護保険係
0833(74)3003

介護保険料の納期

普通徴収		特別徴収	
市に個別に支払う		年金から天引き	
老齢（退職）年金が年18万円未満の人等		老齢（退職）年金が年18万円以上の人	
納付書で納付 (金融機関等)	口座振替 (金融機関等)	平成17年 4月	平成17年 4月
17年 6月30日	17年 6月30日	平成17年 6月	平成17年 6月
8月 1日	8月 1日	平成17年 8月	平成17年 8月
8月31日	8月31日	平成17年10月	平成17年10月
9月30日	9月30日	平成17年12月	平成17年12月
10月31日	10月31日	平成18年 2月	平成18年 2月
11月30日	11月30日		
12月26日	12月26日		
18年 1月31日	18年 1月31日		
2月28日	2月28日		
3月31日	3月31日		

平成17年度納期限

納期10期 天引き回数6回

年金は遺族年金・障害年金
老齢福祉年金等を除く